

令和7年度 資格再審査 Q & A

(被保険者用)



令和 7年 8月作成
関西電力健康保険組合

目 次

【審査全般について】	
No	質問
1	被扶養者の資格再審査を行う理由は何ですか。
2	令和7年5月31日以前に配偶者と子供の被扶養者認定を受けていますが、資格再審査の案内がきていません。手続きは不要ですか。
3	資格再審査の案内がきていないということは、被扶養者の要件を満たしているとの認識でよいですか。
4	No. 2に個人番号（マイナンバー）を活用した「情報連携」で、健康保険組合が被扶養者の収入情報を取得するとありますが、被保険者の同意は必要ないのですか。
5	「情報連携」で被扶養者の収入情報等を取得するための条件はありますか。
6	健康保険組合に個人番号（マイナンバー）を届出していませんが、「情報連携」で被扶養者の収入情報等を取得することは可能ですか。
7	「WEB調査対象者」となる条件に、「収入額要件を満たしていない」とありますが、健康保険組合が確認した被扶養者の収入金額について教えてもらえるのですか。
8	健康保険組合が「情報連携」で得た情報が何かを、被保険者や被扶養者は確認できるのですか。
9	指定された期限までに審査が完了しなかった場合、どうなるのですか。
10	審査が完了しない場合は、療養費が不支給となるとのことですが、法的な根拠はあるのですか。

【WEBシステム（iBss）へのログイン について】	
No	質問
11	初回ログイン方法がわからない。
12	ユーザー I Dの設定方法がわからない。
13	ログインパスワードの設定方法がわからない。
14	認証メールが届かない。
15	社給メールアドレスが登録されているがどうしても変更したい。
16	ユーザー I Dを忘れてしまった。
17	パスワードを忘れてしまった。
18	パスワードを10回間違えてロックがかかってしまった。

目 次

【WEBシステム（iBss）への書類アップロード等について】

No	質問
19	事情があって必要書類の提出期限までに書類等が準備できない場合、どうすればよいですか。
20	必要書類をシステムにアップロードする際、アップロードファイルの形式に制限はありますか。
21	アップロードするファイルの容量に制限はありますか。
22	スマートフォンからファイルをアップロードする際、どのような端末でも大丈夫ですか。
23	個人情報をWEBシステム（iBss）にアップロードすることになりますが、情報セキュリティ対策は大丈夫ですか。
24	一旦、書類をアップロードした後、書類を差し替えることは可能ですか。
25	追加書類をアップロードしようとしたが、「上記の書類を添付して、調査票を提出する」ボタンがグレイアウトし、クリックできません。どうすればよいですか。
26	調査票の入力誤りに気が付いて修正したい場合、どうすればよいですか。

【A 収入超過による確認対象者】の必要書類・審査について

No	質問
27	複数箇所勤務をしています。すべての勤務先で発行された「給与明細書」のアップロードが必要ですか。
28	複数箇所勤務をしています。そのうち1箇所の勤務先から「年収の壁・支援パッケージ」の「事業主証明書」が発行されましたが、すべての勤務先で発行された「給与明細書」のアップロードが必要ですか。
29	令和6年1月～12月の「給与明細書」をすべてアップロードしましたが、健康保険組合から他にも給与収入がないか確認されるのは、何故ですか。
30	アップロードした「給与明細書」に通勤費も含まれていますが、給与収入に含まれますか。
31	「年収の壁・支援パッケージ」の「事業主証明書」と合わせてアップロードする「雇用契約書」が見当たらない場合、どうすればよいですか。
32	「年収の壁・支援パッケージ」の事業主の証明書を入手すれば、収入要件を満たしていなくても、引き続き扶養となるのですか。

【B 被保険者の年間収入1/2超過による確認対象者】の必要書類・審査について

No	質問
33	被扶養者の年間収入が被保険者の年間収入1/2を超過することで、資格再審査の審査対象になるのは何故ですか。
34	資格再審査は被扶養者が収入要件などを満たしているか確認するために実施するものとありますが、何故、被保険者の収入を確認するのですか。

目 次

【C 事業等の収入による確認対象者】の必要書類・審査について	
No	質問
35	事業収入確認対象者ですが、確定申告をしていません。どうすればよいですか。
36	「確定申告書」の控えを紛失しました。必要書類はどうすればよいですか。
37	e-Taxで申告しましたが、控えを印刷していませんでした。どうすればよいですか。
38	扶養している子供の名義で株式投資等を行っていますが、実際に運用しているのは親である被保険者となります。それでも、子供の収入として、株式の取引報告書等のアップロードが必要ですか。
39	雑所得（公的年金以外）があるため審査対象となりましたが、確定申告等を行っていない場合、必要書類はどうすればよいですか。
40	【C 事業等の収入による確認対象者】と連絡がありましたが、事業当の収入の他にも年金収入がありますが、「年金通知書」のアップロード必要ですか。

【D 住民票情報が未取得による確認対象者】の必要書類・審査について	
No	質問
41	住民票情報が未取得との連絡を受けましたが、何の書類をアップロードすればよいですか。

【E 収入情報が未取得による確認対象者】の必要書類・審査について	
No	質問
42	収入情報が未取得との連絡を受けましたが、対象者は無職の学生です。「所得証明書」のアップロードは必要ですか。
43	現在、被扶養者帯同で海外に赴任しています。被扶養者は、国内居住時から無職でしたが、「所得証明書」やマイナポータルの「税・所得情報」を取得することができません。どうしたらよいですか。

目 次

【 F 別居による確認対象者】の必要書類・審査について ※分類 A ～ E に該当する方で、被保険者と被扶養者が「別居」されている方を含みます	
44	別居している家族を被扶養者とする場合の条件（「仕送り」等）について教えてください。
45	被扶養者と令和 7 年から別居しましたが、令和 6 年は同居していました。「仕送り証明書」は必要ですか。
46	被保険者が単身赴任中で、被扶養者である実父、実母と別居している場合、「単身赴任」を選択してもよいですか。
47	被保険者が単身赴任中で、被扶養者である配偶者と実母（被保険者の母）と別居している場合、「単身赴任」を選択してもよいですか。
48	被保険者が単身赴任中で、被扶養者である配偶者と義母（配偶者の母）が別居している場合、「単身赴任」を選択してもよいですか。
49	被保険者が単身赴任中で、被扶養者である子供が大学生の場合、「同居の学生」と「下宿の学生」のどちらを選択すればよいですか。
50	被扶養者である子が大学生の場合、学校が遠方にあるため下宿していますが、「仕送り証明書」のアップロードは必要ですか。
51	被扶養者である子が大学生の場合、過去に、大学からの研究費用の支給により収入超過となり、扶養削除となりましたが、1 年後、大学からの研究費の支給がなくなったため、再度扶養認定されました。学校が遠方にあるため下宿していますが、「仕送り証明書」のアップロードは必要ですか。
52	子がボランティア活動のため海外に居住しており、被保険者からの仕送りで生活しています。入金口座が現地の金融機関のため、「仕送り証明書」は現地の言語で記載されています。そのままアップロードしてもよいですか。
53	被扶養者が自立支援施設等に入所しているため、別居していますが、「仕送り証明書」のアップロードは必要ですか。
54	被扶養者である子の保育園入園の関係で、被保険者の住民票住所と子の住民票住所を別にしていますが、実態は同居しています。この場合、「仕送り証明書」のアップロードは必要ですか。
55	被扶養者である母と世帯を分離していますが、住民票住所は同じであり、実態は同居しています。この場合、「仕送り証明書」のアップロードは必要ですか。
56	令和 6 年は別居していたが、令和 7 年から同居しています。「仕送り証明書」のアップロードは必要ですか。

【審査全般について】		
No	質問	回答
1	被扶養者の資格再審査を行う理由は何ですか。	健康保険では、保険料を負担している社員本人（被保険者）だけでなく、保険料を負担していない家族（被扶養者）にも保険給付を行っています。被扶養者として該当しない方の分まで健康保険組合が給付を行うと、公平性が確保されなくなるとともに、健保財政にも大きな影響を与えることになります。 こうしたことから資格再審査は、健康保険法施行規則第50条（資格確認書の検認または更新等）に基づき、すでに認定された被扶養者が現在も扶養認定基準を満たしているか、収入などの生計維持関係を確認するために実施するものです。 ※当健康保険組合が行っている資格再審査のことを法令では「検認」と言います。
2	令和7年5月31日以前に配偶者と子供の被扶養者認定を受けていますが、資格再審査の案内がきていません。手続きは不要ですか。	個人番号（マイナンバー）を活用した「情報連携」により、健康保険組合が全被扶養者に関する収入等の情報を行政機関等から取得し、事前に審査を行います。 その結果、「情報連携」で取得した情報だけでは扶養認定基準を満たしているか判断できない方のみ、WEBシステム（iBss）での調査対象者（以降、「WEB調査対象者」と言う。）としています。 したがって、資格再審査の案内（tekiyo@kanden-kenpo.or.jpからの実施通知メール）が届いていない場合は、審査対象外となりますので、資格再審査に係る手続きは不要です。
3	資格再審査の案内がきていないということは、被扶養者の要件を満たしているとの認識でよいですか。	被扶養者の要件を満たしているとの認識で問題ございません。
4	No. 2に個人番号（マイナンバー）を活用した「情報連携」で、健康保険組合が被扶養者の収入情報を取得するとありますが、被保険者の同意は必要ないのですか。	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、「番号法」と言う。）第9条において、健康保険組合は行政事務を実施する「個人番号利用事務実施者」とされていること、第19条において、個人番号（マイナンバー）で連携されている各機関の情報を限定して取得することができることから、被保険者の同意は不要となります。
5	「情報連携」で被扶養者の収入情報等を取得するための条件はありますか。	健康保険組合に被扶養者の個人番号（マイナンバー）が登録されていることが条件となります。 ただし、健康保険組合に個人番号（マイナンバー）の登録はあるが、海外転出等により、国内に住民票基本台帳がない時は、情報取得不可となる場合があります。
6	健康保険組合に個人番号（マイナンバー）を届出していますが、「情報連携」で被扶養者の収入情報等を取得することは可能ですか。	健康保険組合は健康保険法第197条および番号法第14条に基づき、原則として事業主を通じて加入者（被保険者、被扶養者）の個人番号（マイナンバー）を提供いただいておりますが、諸般の事情（届出の拒否、遅延等）により事業主からの提供がない場合は、住民基本台帳ネットワーク（住基ネット）経由で直接収集することができます。 よって、個人番号（マイナンバー）を届出されていなくても、健康保険組合が収集した個人番号（マイナンバー）で収入情報等を取得することが可能です。

【審査全般について】		
No	質問	回答
7	「WEB調査対象者」となる条件に、「収入額要件を満たしていない」とありますが、健康保険組合が確認した被扶養者の収入金額について教えてもらえるのですか。	健康保険組合が「情報連携」で得た情報を被保険者の方含め、他の方にお伝えすることはできません。よって、収入金額は被扶養者であるご家族に直接ご確認いただきますようお願いいたします。
8	健康保険組合が「情報連携」で得た情報が何かを、被保険者や被扶養者は確認できるのですか。	行政機関の間で利用者本人（被保険者や被扶養者）のマイナンバー制度に関わる情報照会・情報提供が行われた記録は、マイナポータル「やりとり履歴」からご確認いただくことが可能です。 なお、当健康保険組合が情報照会・情報提供を行った記録には、「関西電力健康保険組合 適用給付」と表示されています。
9	指定された期限までに審査が完了しなかった場合、どうなるのですか。	正当な理由なく、健康保険組合の指定する期限までに必要書類の提出（アップロード）等がない場合は、提出期日の翌日以降、書類提出により審査が完了するまでの間、被保険者資格を無効とするため、療養費を不支給とします。 したがって、被保険者資格が無効となった期間に健康保険組合が負担した療養費がある場合は、後日、還付請求を行うことになります。
10	審査が完了しない場合は、療養費が不支給となるとのことですが、法的な根拠はあるのですか。	健康保険法施行規則第50条第9項では、「検認又は更新を受けない資格確認書は、無効とする」と規定されています。これを受けて厚生局では、審査の完了しない資格確認書にあっては、検認を了しなかったことがやむを得ないと認められる者を除き、権利放棄とみなして検認期日の翌日から検認を終了した日の前日までの間の家族療養費を不支給処分とし、無効の被保険者による療養の給付を受けることはできないものとして指導されています。

【WEBシステム（iBss）へのログイン について】		
No	事象	回答
11	初回ログイン方法がわからない。	初めてログインする時は、お手元にご自身の保険証、資格確認書、マイナポータル等から確認した資格情報のお知らせをご準備のうえ、以下5項目を入力してください。 ①保険者指定コード（全員共通）：06271225 ②記号（全員共通）：6148 ③番号：ご自身の被保険者番号（7桁） ④生年月日：ご自身の生年月日を入力してください ⑤被保険者氏名：ひらがな・カタカナでご自身のお名前を入力してください。 全角・半角どちらでも可能です。名字と名前の間にスペースを入れる必要はありません。 （操作マニュアル P1参照）

【WEBシステム（iBss）へのログイン について】		
No	事象	回答
12	ユーザー I D の設定方法がわからない。	初回ログイン時に、ご自身で設定されたユーザー I D を入力してください。 ユーザー I D は以下条件のとおり、ご自身で設定してください。 ＜条件＞ ・ユーザーIDで使える文字は、半角英字、半角数字、半角記号（使用できる記号 @ - _ , + ）です。 ・6 文字以上 5 0 文字以内で設定してください。 2 回目以降、この I D でログインすることになるため、忘れないものを設定してください。 ユーザー I D を忘れた場合は、「NO.17」の Q A をご覧ください。 （操作マニュアル P2 参照）
13	ログインパスワードの設定方法がわからない。	ログインパスワードは以下＜条件＞を確認のうえ、ご自身で設定してください。 ＜条件＞ <u>パスワード設定条件（8 桁以上 2 0 桁以内）</u> 以下の①～③の各 1 文字以上組み合わせてください ① a ～ z の英字（小文字、大文字どちらでも可） ② 0 ～ 9 の数字 ③ 記号「?!@# \$ % & () _ +」 ※過去 5 回と同じパスワードは使えません。 ※パスワードの有効期間は 2 0 0 日です。 [パスワードの例：kenpo@9511] （操作マニュアル P2 参照）
14	認証メールが届かない。	迷惑メールフォルダに入っていることが想定されますので、今一度ご確認ください。 ※迷惑メール防止の設定をされている場合、「khi_kennin@ibss.JP」からのメールを受信できるように許可をお願いします。
15	社給メールアドレスが登録されているがどうしても変更したい。	原則、事業主から提供された社給のメールアドレスを登録しています。 どうしても変更が必要な場合は、お勤め先の健康保険担当箇所（メールに記載されている連絡先）にお問合せください。

【WEBシステム（iBss）へのログイン について】		
No	事象	回答
16	ユーザー I Dを忘れてしまった。	以下のとおり操作してください。 ①ログイン画面に表示されている「ユーザー I Dを忘れた方はこちら」をクリックしてください。 ②ユーザー I D設定画面が表示されたら、初回ログイン時に入力した各項目（氏名、生年月日等）を入力して「ユーザー I D確認メール送信」ボタンをクリックすると、登録済のメールアドレスにユーザー I Dが送信されます。（操作マニュアル P7参照）
17	パスワードを忘れてしまった。	以下のとおり操作してください。 ①ログイン画面に表示されている「パスワードを忘れた方はこちら」をクリックしてください。 ②パスワード再設定画面が表示されたら、ユーザーIDを入力して「パスワード再設定メールを送信」ボタンをクリックください。 ③登録済のメールアドレスに、パスワード再設定用のメールが届きますので、新しいパスワードを設定してください。 ※過去 5 回までに設定したパスワードと同じパスワードは設定できません。（操作マニュアル P8参照）
18	パスワードを 1 0 回間違えてロックがかかってしまった。	ロックがかかってしまった場合は、お勤め先の健康保険担当箇所（メールに記載されている連絡先）へ連絡してください。

【WEBシステム（iBss）への書類アップロード等について】		
No	質問	回答
19	事情があって必要書類の提出期限までに書類等が準備できない場合、どうすればよいですか。	以下のとおり操作してください。 ①必要書類添付画面で「未提出で進める」ボタンをクリック ②「有効」を選択すると、「コメント欄」への入力が必要となりますので、コメント欄に「資料取り寄せ中のため、〇月〇日提出予定」と、連絡事項を入力してください。 ③その後、書類が整った段階で、再度「必要書類を確認・添付する」ボタンをクリックし、添付書類をアップロードしてください。 ※操作の最後に、画面上部の進捗状況が、「健保への提出」までチェックされていることを確認してください。（操作マニュアル P22-P23参照）
20	必要書類をシステムにアップロードする際、アップロードファイルの形式に制限はありますか。	ファイル形式は、画像ファイル J P Gまたは P D Fファイルで保存してください。 ファイルに開封パスワード等の設定は不要です。 ※Excel、Word、PowerPoint ファイルでアップロードされると、正常に開かない可能性があります。
21	アップロードするファイルの容量に制限はありますか。	システム上、ファイルの容量は 5 M B 以内に設定されています。 5 M B を超過しますと、アップロードできない場合があります。

【WEBシステム（iBss）への書類アップロード等について】		
No	質問	回答
22	スマートフォンからファイルをアップロードする際、どのような端末でも大丈夫ですか。	利用可能なスマートフォン端末は、Android搭載端末 と ios搭載端末です。 ＜バージョン＞ Safari11 以上 Chrome 最新版
23	個人情報をWEBシステム（iBss）にアップロードすることになりますが、情報セキュリティ対策は大丈夫ですか。	ご利用のWEBシステム（iBss）については、不正なアクセスに対する監視やSSI通信（インターネット上の情報を暗号化してデータ通信を行う）による情報セキュリティ対策が講じられていますので、安心してご利用ください。
24	一旦、書類をアップロードした後、書類を差し替えることは可能ですか。	提出期限内であれば、書類の差し替え（再アップロード）は可能です。 差し替えるファイルの横に表示されているゴミ箱マークをクリックし、「削除」してから再度、アップロードを実施してください。 （操作マニュアル P24参照）
25	追加書類をアップロードしようとしたが、「上記の書類を添付して、調査票を提出する」ボタンがグレースアウトし、クリックできません。どうすればよいですか。	「上記の書類を添付して、調査票を提出する」ボタンを一度クリックされた場合、ボタンがグレースアウトされます。追加書類をアップロードする際は、「保存」→「OK」を順にクリックすると、ファイルが更新されます。 ※操作の最後に、画面上部の進捗状況が、「健保への提出」までチェックされていることを確認してください。 （操作マニュアル P23参照）
26	調査票の入力誤りに気が付いて修正したい場合、どうすればよいですか。	「上記の書類を添付して、調査票を提出する」ボタンを一度クリックされた場合、ボタンがグレースアウトされます。お勤め先の健康保険担当箇所（メールに記載されている連絡先）にお問い合わせください。

【A 収入超過による確認対象者】の必要書類・審査について		
No	質問	回答
27	複数箇所勤務をしています。すべての勤務先で発行された「給与明細書」のアップロードが必要ですか。	給与収入については月々の収入額を確認する必要がありますので、すべての勤務先の「給与明細書」をアップロードしてください。
28	複数箇所勤務をしています。そのうち1箇所の勤務先から「年収の壁・支援パッケージ」の「事業主証明書」が発行されましたが、すべての勤務先で発行された「給与明細書」のアップロードが必要ですか。	「事業主証明書」を発行した勤務先から支払われた給与収入については、「一時的な収入変動」であるか否かを確認のうえ、月々の収入額を判断しますが、その他の勤務先から支払われた給与収入があれば、その収入も加算して収入要件内であるか否かを判断します。 よって、すべての勤務先の「給与明細書」をアップロードしてください。

【A 収入超過による確認対象者】の必要書類・審査について		
No	質問	回答
29	令和6年1月～12月の「給与明細書」をすべてアップロードしましたが、健康保険組合から他にも給与収入がないか確認されるのは、何故ですか。	健康保険組合では、「情報連携」から被扶養者の収入情報を得ています。アップロードいただいた「給与明細書」の合計額と、健康保険組合が把握している給与収入額に大きく乖離がある場合、他の勤務先から支払われた給与収入が考えられるため、確認するものです。
30	アップロードした「給与明細書」に通勤費も含まれていますが、給与収入に含まれますか。	通勤費も給与収入に含まれます。
31	「年収の壁・支援パッケージ」の「事業主証明書」と合わせてアップロードする「雇用契約書」が見当たらない場合、どうすればよいですか。	「雇用契約書」がない場合は、勤務先に「雇用契約書」の再発行を依頼してください。
32	「年収の壁・支援パッケージ」の事業主の証明書を入手すれば、収入要件を満たしていなくても、引き続き扶養となるのですか。	事業主の証明書さえあれば、必然的に扶養認定が継続されるというものではありません。 「一時的な収入変動」に該当するか否か、健康保険組合で審査を行いますので、「一時的な収入変動に係る事業主の証明書」の他、「雇用契約書」と「給与明細書」もアップロードしてください。

【B 被保険者の年間収入1/2超過による確認対象者】の必要書類・審査について		
No	質問	回答
33	被扶養者の年間収入が被保険者の年間収入1/2を超過することで、資格再審査の審査対象になるのは何故ですか。	被扶養者の加入要件は、以下①～③の全てを満たしていることが前提であることから、②の「被保険者の収入の2分の1未満であること」についても審査を行います。 ＜加入要件＞ ①主として被保険者（本人）の収入によって生活していること ②被扶養者となる人の年間収入が130万円（60歳以上または障害年金受給者は180万円）未満で、被保険者の収入の2分の1未満であること（年間収入の他、収入の種類によって月額や日額も確認しています） ③3親等以内の親族であること
34	資格再審査は被扶養者が収入要件などを満たしているか確認するために実施するものとありますが、何故、被保険者の収入を確認するのですか。	健康保険組合では、被扶養者の収入情報を取得することができますが、被保険者の収入情報を取得することができません。 また、「被保険者の年間収入1/2」を算出する際、実際に支払われた年間収入ではなく、標準報酬月額（4月～6月の3か月間の給与の平均額をもとに、等級に分けて表したもの）から算出しています。 よって、被保険者の年間収入を正確に把握するために、被保険者に対する書類を求めるものです。

【C 事業等の収入による確認対象者】の必要書類・審査について		
No	質問	回答
35	事業収入確認対象者ですが、確定申告をしていません。どうすればよいですか。	確定申告をしていない場合は、「市民税・府（県）民税の申告書」をアップロードしてください。 市民税・府（県）民税の申告もされていない場合は、「支払調書」など、収入の総額がわかる書類の提出をお願いします。 なお、「市民税・府（県）民税の申告書」や「支払調書」などの年間収入額が、130万円（60歳以上または障害年金受給者は180万円）を超過する場合は、「直接的経費申告書」を作成し、その経費の裏付けとなる「領収証」も併せてアップロードしてください。 ※健康保険組合が認める直接的必要経費を控除することで、収入限度額内と判断できる可能性があります。 ※「直接的必要経費申告書」は、「かんでんけんばすこやかW e b」のお知らせ欄にも添付しています。
36	「確定申告書」の控えを紛失しました。必要書類はどうすればよいですか。	まずは、控えを紛失したことについて、ご自身で「確定申告書」を提出した税務署にご相談ください。（「確定申告書」の控えを取得できる場合があります） 税務署に対応してもらえない場合は、「直接的必要経費申告書」（※）と、収入の裏付けとなる書類（通帳の写しや振込通知書等）をアップロードしてください。 ※「直接的必要経費申告書」は、「かんでんけんばすこやかW e b」のお知らせ欄にも添付しています。
37	e-Taxで申告しましたが、控えを印刷していませんでした。どうすればよいですか。	e-Taxを利用して申告等データを送信した場合、メッセージボックスに格納される「受信通知」により、申告等データが税務署に到達したことを確認することができます。 よって、受信通知から控えとなる帳票を表示させて印刷してください。 （参照：e-tax よくある質問 https://www.e-tax.nta.go.jp/toiawase/qa/e-taxweb/43.htm）
38	扶養している子供の名義で株式投資等を行っていますが、実際に運用しているのは親である被保険者となります。それでも、子供の収入として、株式の取引報告書等のアップロードが必要ですか。	お子様の名義で取引（契約）されている場合、お子様の収入に計上されます。 したがって、お子様名義の必要書類をアップロードしてください。
39	雑所得（公的年金以外）があるため審査対象となりましたが、確定申告等を行っていない場合、必要書類はどうすればよいですか。	ご自身で確定申告はされていないが、支払先から市区町村（税務署）に報告しているケースが考えられますので、以下に記載の例を参考にお心当たりがないか確認のうえ、必要書類をアップロードしてください。 例：私的年金（企業年金、個人年金）を受け取った・・・年金の支給決定通知 生命保険などの満期による据置金の利息を受け取った・・・保険会社からの支払通知 委託業務などの報酬を受取った・・・支払調書 など

【C 事業等の収入による確認対象者】の必要書類・審査について		
No	質問	回答
40	【C 事業等の収入による確認対象者】と連絡がありましたが、事業当の収入の他にも年金収入がありますが、「年金通知書」のアップロード必要ですか。	「情報連携」で年金収入の情報を取得しているため、「年金通知書」のアップロードは不要です。

【D 住民票情報が未取得による確認対象者】の必要書類・審査について		
No	質問	回答
41	住民票情報が未取得との連絡を受けましたが、何の書類をアップロードすればよいですか。	まずは、WEBシステム（iBss）の「被扶養者資格調査」画面にて、「同居」または「別居」の申告が必要となります。 「同居」と申告された場合は必要書類のアップロードは不要ですが、「別居」と申告された場合は「別居の理由」別に必要書類が異なりますので、資格再審査リーフレットの『分類「F」：別居による確認対象者』の内容をご確認ください。

【E 収入情報が未取得による確認対象者】の必要書類・審査について		
No	質問	回答
42	収入情報が未取得との連絡を受けましたが、対象者は無職の学生です。「所得証明書」のアップロードは必要ですか。	全被扶養者の収入情報を「情報連携」から取得して確認しています。 お手数ですが、「令和7年度（令和6年分）所得証明書」、もしくはマイナポータルから取得できる令和7年度（令和6年分）の「税・所得情報」のPDFをアップロードしてください。 ※「税・所得情報」には氏名の表記がないため、氏名を追記してからアップロードしてください。
43	現在、被扶養者常同で海外に赴任しています。被扶養者は、国内居住時から無職でしたが、「所得証明書」やマイナポータルの「税・所得情報」を取得することができません。どうしたらよいですか。	WEBシステム（iBss）の「被扶養者資格調査」画面の連絡欄に被扶養者が海外に常同し始めた時期、職業、収入状況を入力してください。

【 F 別居による確認対象者】の必要書類・審査について ※分類 A ～ E に該当する方で、被保険者と被扶養者が「別居」されている方を含みます		
No	質問	回答
44	別居している家族を被扶養者とする場合の条件（「仕送り」等）について教えてください。	被扶養者と認められるには、主として被保険者の収入によって生活が成り立っていることが必要です。同居の場合と異なり、別居の場合は被保険者と被扶養者の生計が同一ではないため、被扶養者の生活が主に被保険者の収入（仕送り）によって成り立っていることを確認する必要があるため、仕送りを行っていることを確認します。 「仕送り」に関する条件は以下のとおりです。 ＜「仕送り」に関する条件＞ ①被保険者から被扶養者への仕送り金額が、被扶養者の収入を上回っていること ②被扶養者の収入と仕送り金額の合計額が、標準生計費（別居世帯が 1 人の場合は130万円）を上回っていること ③原則、毎月、仕送りを行っていること ④仕送り証明書は、振込依頼書（控）や預金通帳など、送金者・受取者の氏名、受取年月日、送金額が確認できること（「手渡し」、「預け入れ」は不可） など ※別居家族を被扶養者とする場合の詳細は、「かんでんけんぽすこやかw e b」→「被扶養者と離れて暮らすとき」をご確認ください。
45	被扶養者と令和 7 年から別居しましたが、令和 6 年は同居していました。「仕送り証明書」は必要ですか。	今回の資格再審査では、被扶養者の令和 6 年 1 月～ 1 2 月の収入と、別居であっても被保険者と生計が維持されていたことを客観的に証明するため、「仕送り証明書」（※）を確認しています。 よって、令和6年は同居していたため「仕送り証明書」は不要ですが、WEBシステム（iBss）の「被扶養者資格調査」画面では「別居」を選択し、別居開始年月を入力してください。 （操作マニュアルP15参照） なお、来年（令和 8 年）の資格再審査で引き続き別居している場合は、別居開始以降の「仕送り証明書」を確認しますので、大切に保管してください。 ※「仕送り証明書」とは、振込依頼書（控）や預金通帳など、送金者・受取者の氏名、受取年月日、送金額が確認できるもので、「手渡し」、「預け入れ」は認められません。
46	被保険者が単身赴任中で、被扶養者である実父、実母と別居している場合、「単身赴任」を選択してもよいですか。	会社からの転勤命令で、転勤前から同居していた被保険者の実父、実母と別居し、単身赴任している場合は、「一時的な別居」の扱いとし、「同居」とみなしています。 ただし、被保険者が「未婚」である場合は、単身赴任に該当しないことから「一時的な別居」の扱いにはならないため、「仕送り証明書」のアップロードが必要となります。 ※別居家族を被扶養者とする場合の詳細は、「かんでんけんぽすこやかw e b」→「被扶養者と離れて暮らすとき」をご確認ください。

【 F 別居による確認対象者】の必要書類・審査について ※分類 A ～ E に該当する方で、被保険者と被扶養者が「別居」されている方を含みます		
No	質問	回答
47	被保険者が単身赴任中で、被扶養者である配偶者と実母（被保険者の母）と別居している場合、「単身赴任」を選択してもよいですか。	会社からの転勤命令で、転勤前から同居していた配偶者と実母（被保険者の実母）と別居し、単身赴任している場合は、「一時的な別居」の扱いとし、「同居」とみなします。よって、「単身赴任」を選択してください。 ただし、配偶者とも別居している実母（被保険者の母）は「一時的な別居」の扱いとはならないため、「その他別居」を選択のうえ、「仕送り証明書」をアップロードしてください。
48	被保険者が単身赴任中で、被扶養者である配偶者と義母（配偶者の母）が別居している場合、「単身赴任」を選択してもよいですか。	会社からの転勤命令で、転勤前から同居していた配偶者と義母（配偶者の母）と別居し、単身赴任している場合は、配偶者のみ「一時的な別居」の扱いとし、「同居」とみなします。よって、「単身赴任」を選択してください。 なお、義母（配偶者の母）は、被保険者との同居が前提であることから、被保険者が赴任先へ転居した時点で被扶養者認定の要件を満たさなくなります。（※）。よって、「単身赴任」ではなく、「その他別居」を選択するとともに、被扶養者認定削除の手続きを行ってください。 ※義父、義母は、被保険者（「一時的な別居」の扱いで同居とみなされた配偶者を含む）との同居が被扶養者認定の要件であるため、別居した時点で被扶養者認定を継続することはできません。 （R7.8.12修正）
49	被保険者が単身赴任中で、被扶養者である子供が大学生の場合、「同居の学生」と「下宿の学生」のどちらを選択すればよいですか。	会社からの転勤命令で、転勤前から同居していた子供と別居し、単身赴任されている場合は、「一時的な別居」の扱いとし、「同居」とみなしています。よって、子供が自宅（留守宅）から通学している場合は「同居」を選択し、自宅とは異なる場所（下宿先等）から通学している場合は「別居」を選択のうえ、「学生証（有効期限付のもの）」または「令和 7 年 4 月以降に発行された在学証明書」をアップロードしてください。
50	被扶養者である子が大学生の場合、学校が遠方にあるため下宿していますが、「仕送り証明書」のアップロードは必要ですか。	学校教育法に定められた「大学」「高等専門学校」「高等学校」卒業程度以上の教育を行う学校（大学院・予備校含む）に在学している場合は「一時的な別居」の扱いとし、「同居」とみなします。 よって、「仕送り証明書」のアップロードは不要とし、在学中であることを確認するために、「学生証（有効期限付のもの）」または「令和 7 年 4 月以降に発行された在学証明書」をアップロードしてください。 ただし、卒業して就職された方や、中退などで在学しなくなった方が、再度学生となる場合は、「一時的な別居」に該当しませんので、「仕送り証明書」をアップロードしてください。 ※別居家族を被扶養者とする場合の詳細は、「かんでんけんぼすこやかweb」→「被扶養者と離れて暮らすとき」をご確認ください。

【 F 別居による確認対象者】の必要書類・審査について ※分類 A ～ E に該当する方で、被保険者と被扶養者が「別居」されている方を含みます

No	質問	回答
51	被扶養者である子が大学生の場合、過去に、大学からの研究費用の支給により収入超過となり、扶養削除となりましたが、1年後、大学からの研究費の支給がなくなったため、再度扶養認定されました。学校が遠方にあるため下宿していますが、「仕送り証明書」のアップロードは必要ですか。	在学中に収入超過で被扶養者認定対象外となり、その後、収入減少により再認定となった学生は、在学期間が途切れていない（休学、編入学、再入学ではない）ことを確認できた場合に限り、「一時的な別居」の扱いとし、「同居」とみなします。よって、「仕送り証明書」のアップロードは不要とし、在学中であることを確認するために、「学生証（有効期限付のもの）」または「令和7年4月以降に発行された在学証明書」をアップロードしてください。 ただし、卒業して就職された方や、中退などで在学しなくなった方が、再度学生となる場合は、「一時的な別居」に該当しませんので、「仕送り証明書」をアップロードしてください。 ※別居家族を被扶養者とする場合の詳細は、「かんでんけんぼすこやかweb」→「被扶養者と離れて暮らすとき」をご確認ください。
52	子がボランティア活動のため海外に居住しており、被保険者からの仕送りで生活しています。入金口座が現地の金融機関のため、「仕送り証明書」は現地の言語で記載されています。そのままアップロードしてもよいですか。	被保険者もしくは被扶養者の方で和訳のうえ、書類をアップロードしてください。 ※「仕送り証明書」は送金者、受取者の氏名、受取月日、送金額が確認できる書類であれば特に指定はありません。ただし、和訳のない書類は送金者等の確認ができないものとみなします。
53	被扶養者が自立支援施設等に入所しているため、別居していますが、「仕送り証明書」のアップロードは必要ですか。	身体障害者授産施設・精神薄弱者更生施設・精神薄弱者授産施設・老人保健施設に入所している方については、「一時的な別居」の扱いとし、「同居」とみなします。よって、「仕送り証明書」のアップロードは不要とし、入所されていることを確認するために、入所施設の「入所証明書」をアップロードしてください。（操作マニュアルP15参照） ※別居家族を被扶養者とする場合の詳細は、「かんでんけんぼすこやかweb」→「被扶養者と離れて暮らすとき」をご確認ください。
54	被扶養者である子の保育園入園の関係で、被保険者の住民票住所と子の住民票住所を別にしていますが、実態は同居しています。この場合、「仕送り証明書」のアップロードは必要ですか。	実態として「同居」している場合は、①住民票を分けている理由、②生計を一にしていることの2点を記載した「自己申告書」をアップロードしてください。
55	被扶養者である母と世帯を分離していますが、住民票住所は同じであり、実態は同居しています。この場合、「仕送り証明書」のアップロードは必要ですか。	実態として「同居」している場合は、①世帯分離していること、②生計を一にしていることの2点を記載した「自己申告書」をアップロードしてください。
56	令和6年は別居していたが、令和7年から同居しています。「仕送り証明書」のアップロードは必要ですか。	「仕送り証明書」のアップロードは不要です。 WEBシステム（iBss）の「被扶養者資格調査」画面にて、「同居」を選択し、備考欄に「令和6年は別居していたが、令和7年〇月から同居しています」と入力してください。